

天竜川流砂系協議会 規約

(趣旨)

第1条 本規約は、天竜川流砂系協議会(以下「協議会」という)の設置・運営について必要事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本規約において、天竜川流砂系総合土砂管理計画(以下、「計画」という)とは、平成26年3月に締結した「天竜川水系及び遠州灘 総合的な土砂管理の取り組み連携方針」(以下、「連携方針」という)の「6. 総合的な土砂管理計画の策定に向けて」にある、今後の天竜川流砂系における具体的かつ総合的な土砂管理の推進を目指すことを目的に策定する計画をいう。

(目的、設置及び他の委員会との連携)

第3条 協議会は、計画の策定・変更及び計画のフォローアップを行うことを目的として、国土交通省中部地方整備局河川部長(以下「河川部長」という)が設置する。

2. 計画の策定・変更及び計画のフォローアップにあたっては、別に天竜川上流河川事務所長及び浜山河川国道事務所長によって計画の策定に向け、科学的・技術的な知見から助言を得ることを目的としてそれぞれ設置される別途委員会(以下「両委員会」という)と連携し、両委員会で得られた科学的・技術的な知見を踏まえることとする。
3. 協議会の各委員は、両委員会の求めに応じ、適宜検討に必要な各種資料等を提供するなど両委員会の検討に協力する。

(計画に定める事項)

第4条 計画には、次に挙げる事項を定めるものとする。

- 1). 流砂系の現状と課題
- 2). 流砂系で目指す姿
- 3). 土砂管理目標と土砂管理指標
- 4). 土砂管理対策
- 5). モニタリング計画

(フォローアップすべき事項)

第5条 フォローアップは、PDCA サイクルに基づき次に挙げる事項について行うものとする。

- 1). 土砂管理対策の実施状況確認
- 2). モニタリング結果の確認
- 3). 計画の評価

(組織等)

第6条 協議会の委員は別表に挙げる委員より構成するものとする。

2. 協議会は必要に応じて両委員会の委員を招聘することができる。

(協議会)

第7条 協議会には、会長を置くこととし、会長は別紙のとおりとする。

2. 委員の任期は第3条の目的が達成されるまでの間とする。
3. 会長は協議会の議事を進行する。会長がやむを得ない事由により会議を欠席した場合は、河川保全管理官がこれを代行する。
3. 会議の招集・開催は河川部長が行う。
4. 委員がやむを得ない事由により会議を欠席する場合は、代理人を出席させることができる。

(情報公開)

第8条 協議会は原則公開とし、協議会資料及び議事要旨を国土交通省中部地方整備局のホームページで公表する。

2. 特定の野生動植物の情報など公表が不適切な事項は、協議会で確認し公表する委員会資料から削除する。
3. 議事要旨は、各委員の確認を得て公表する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、国土交通省中部地方整備局河川部河川計画課に置く。

(規約の改正)

第10条 本規約の改正は、協議会に諮り行う。

(雑則)

第11条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮り定める。

付 則

(施行期日)

この規約は、平成28年2月29日から施行する。

別表 委員名簿(規約第6条第1項関係)

氏名	所属等	備考
勢田 昌功	国土交通省中部地方整備局河川部長	会長
木村 秀治	国土交通省中部地方整備局河川保全管理官	
加藤 史訓	国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所長	
中谷 洋明	国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所長	
可児 裕	国土交通省中部地方整備局天竜川ダム統合管理事務所長	
澤頭 芳博	国土交通省中部地方整備局三峰川総合開発工事事務所長	
菊池 由則	農林水産省関東農政局西関東土地改良調査管理事務所長	
川添 峰夫	林野庁関東森林管理局天竜森林管理署長	
花村 健治	林野庁中部森林管理局南信森林管理署長	
小池 新太郎	林野庁中部森林管理局伊那谷総合治山事業所長	
新家 智裕	長野県建設部河川課長	
蒲原 潤一	長野県建設部砂防課長	
藤澤 幸男	長野県企業局電気事業課長	
杉保 聡正	静岡県交通基盤部河川砂防局長	
中平 善伸	愛知県建設部治水防災対策監	
佐藤 正俊	中部電力株式会社発電本部土木建築部水カグループ専門部長	
和田 俊朗	電源開発株式会社中部支店長	